

留寿都村の商工業の活性化に資するよう、村内において創業する者並びに業種の転換及び業種の追加を行う者に対して、経費の一部を助成します。

事業概要

● 募集期間

令和8年4月10日（金）から令和9年2月26日（金）まで

● 対象者

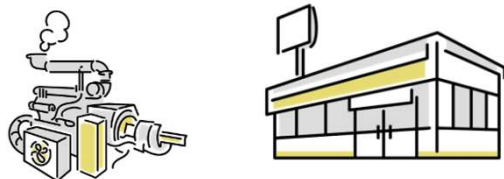
- (1) 新規に創業する個人及び従業員20名以下の小規模企業者
- (2) 業種の転換を行う個人及び従業員20名以下の小規模企業者
- (3) 業種の追加を行う個人及び従業員20名以下の小規模企業者

<共通>

- ・留寿都商工会の会員又は会員になることを確約した者
- ・個人の場合は、本村の住民である者
- ・法人の場合は、村内に事務所を有する者
- ・村税の滞納がない者
- ・令和8年4月1日以降で新規創業又は新事業展開を行う者

● 対象経費

- (1) 建築物の新築、増築及び改築に係る工事費
- (2) 外装及び内装に係る工事費
- (3) 機器装置、工具、機器、備品の調達費
- (4) 広告宣伝費（新規創業、業種の転換又は業種の追加に伴う費用に限ります。）



申請の流れ

募集開始

ホームページ等でお知らせいたします。

申請書類の提出

● 申請書類

1. 補助金等交付申請書（別記第1号様式）
2. 留寿都村起業等支援事業計画書（別記第2号様式）
3. 補助金等交付事業計画書（別記第3号様式）
4. 補助金等交付申請額算出調書（別記第4号様式）
5. 経費の配分調書（別記第6号様式）
6. 事業予算書（別記第7号様式）
7. 補助事業等に係る経費の見積書（請負契約書の写し、設備・備品等の見積書の写しなど）
8. 個人にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し
9. 法人にあつては定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類の写し
10. 納税証明書
11. 確約書（商工会へ提出）の写し
12. その他村長が必要と認める書類

選定結果の通知

審査を踏まえて、補助事業を決定し、結果を通知します。

事業実施

事業計画書に基づいた事業を行っていただきます。
事業の完了前でも補助金の一部を請求することができます。

実績報告書の提出

事業完了後速やかに、事業の実績などの必要な書類を提出してください。

交付

事業実績の内容を確認し、補助金を交付します。

